

333.3

cK44s

N

戦費支弁論

ケインズ著

昭和15年1月改米経済彙報3外25

日本銀行調査局

国立国会図書館

333.3

cK44s

N



0023922000

0023922-000

333.3-cK44s-N


戦費支弁論

日本銀行調査局・訳

日本銀行調査局

1940

ADD



(事務資料)

昭和十五年五月

歐米經濟彙報

號外第二號

日本銀行調査局

ケインズ 著

戰費支辨論

How to Pay for the War. by J. M. Keynes

強制貯蓄案の改訂補足
廣汎な英國經濟革新案

333.3cK 490N



原著者序

本書は軍需と民需を調和する最良の方法を論ぜんとするものである。

昨年十一月タイムス紙上に強制貯蓄案を發表した際には、幸に大した反對もなく之に勝る代案を提出するものもなかつたが、聊か金融技術の末に捕はれて社會正義を疎かにした嫌なきを得なかつたら、此の度は右の點に留意して若干の改訂を加へ

- (1) 子女手當の現金支給
 - (2) 勞働階級の強制貯蓄を同階級の管理下に置く
 - (3) 生活必需品の低價割當制 (cheap ration) 實施
 - (4) 資本課税を戦後に行ふ
- 等を付け加へた。



315452

社會科學

ケインズ著 戦費支辨論目次

原著者序 一

第一章 問題の性格 一

一 購買力抑制の要 一

二 余の案は全體主義的方法にあらず 二

第二章 解決法の性格 三

一 自發的貯蓄にては充分ならず 三

二 余の案の構造 四

第三章 英國の供給力と國民所得 六

一 私的消費節減所要額 六

二 消費節減は急がざるべからず 八

第四章 富者は戦費を支辨し得るや 八

一 現在の物價及賃金水準による消費節減所要額と勞働者の主張 八

二 富者のみにては支辨し難し 九

三 年收二五〇磅未満の階級に犠牲を求めざるべからず 二

第五章 繰延拂、子女手當及低價割當制 三

一 所得の繰延 三

二 子女手當 四

三 低價割當制 五

第六章 案の細部 六

一 基礎的考慮	一六
二 繰延拂案による徴収可能額と負擔の階級別分布	一七
三 案の細部	一八
第七章 繰延所得の拂戻と資本課税	三三
一 繰延所得の拂戻	三三
二 資本課税	三四
三 封鎖貯蓄制度の應用	三五
第八章 割當制、物價統制及賃金統制	三六
一 割當制	三六
二 價格公定	三七
三 賃金統制	三八
第九章 自發的貯蓄とインフレーションの機構	三九
一 「通常」の方法の限界	三九
二 インフレーションの援助を藉りたる自發的貯蓄の方法	四一
三 先の大戦に於けるインフレーション的方法の結果	四二
第十章 佛國の採用した方法	四三
一 獨逸	四三
二 佛國	四四
以上	四五
附	四五
一 昨秋發表の強制貯蓄案との相違點	四五
二 本書に對する世評	四五

第一章 問題の性格

一、購買力抑制の要

自由社會を戰時體制に再編成するのは容易な問題ではない。例へば衣料品は軍服にしてストックするのがよいか輸出して外貨を稼ぐのがよいか、造船所は軍艦と商船と其の孰れを造つた方がよいか、農夫は軍隊に召集せず農業を営まして置いた方がよいか、等々限りある資源を軍需と民需に振り分ける問題が數限りなく現はれるのである。

此の配分問題の解き方には

- (1) 先づはじめに國民の生活水準を定め、餘剰を軍需と輸出に振向けると
- (2) 先づ軍需と輸出の所要量を定め、餘剰を民需に振向けると

の二つの方法があるが、實際には軍需と民需が互に爭奪を演じて自然に其の配分を決することゝなるべく、計畫によつて定められる可能性は今の處極めて薄い。しかし戦争の遂行に事缺く様なことがあつてはならない以上、國民の懐中の金を抑へて不當に多額の物資を民需に引寄せぬ様せねばなるまい。平時に在つては、よく働くものは多くの消費をすることが出来る慣であるが、戰時に在つては民需

に向けられる物資の量には限りがあるから、假令よく働いた結果貨幣所得が殖えたとしても消費を増してはならないのである。もし或者が抜け馳せをして其の消費を増せば必ず他の者が消費を減らさねばならなくなるであらう。そこで余は茲に一策を案出し、賃金俸給所得者に従来通りの消費を許すのみならず貯蓄を持たせて、然らざれば資本家階級の掌中に納まるべき將來の利益と保障を確保せしめ度いと思ふのである。此の案なくしては、國民は常に此の案による時以上の消費を行へぬのみならず、物價騰貴の爲めに収入全部を消費し盡すこととなるであらう。

二、余の案は全體主義的方法にあらず

余は先に強制貯蓄案を發表した際、全體主義的方法を自由社會へ適用せんとするものだと云ふ非難を蒙つたが、夫は見當違である。何となれば全體主義國には負擔の配分問題と云ふ如きものは存在せず（之は戰爭をする場合全體主義國の大なる利益である）政府の仕事が社會正義の要求によつて面倒になるのは自由社會に限ることであるからである。奴隸國家に於ては生産が唯一の問題である。之は余の目的が自由社會の配分體系を戰時に適合させる法を工夫するにあり、其の工夫に當つて左の諸點を念頭に置いてゐることからも明かであらう。

- (1) 勤勞心を刺戟する爲めと勤勞の強化及び危險の増大を認めるしとして報酬を増すこと。(斯様な増俸は奴隸には見られないことである。)
- (2) 自由に消費するを許した所得部分は如何に消費するも勝手たるべきこと。(斯様な自由は獨立の人格に對してのみ與へられるものであつて全體主義の群蟻の一匹などには存しないものである。)
- (3) 犠牲に耐へ得ざる者に對しては其の負擔を軽減すること。(貴重な資源を斯様なことに費すことは無慈悲な政府の爲し難い所である。)

第二章 解決法の性格

一、自發的貯蓄にては充分ならず

賃率の引上は行はれなくとも勤勞時間や勤勞人員が増加する爲めに賃金として支拂はれる總額は相當増加するに反し、消費財の供給量は平時に比し減じこそすれ殖えることはないから、販賣高を規制し凡ての消費財に最高販賣價格を定めて金の使ひ途をなくするのでなければ、購買力を市場から引上げるか、購買力の増加分を吸収し盡す底の物價騰貴を許容するかする外はあるまい。然るに後者はとりもなほさずインフレーション的方法であるから、問題の解決は所得の一部を吸収すると云ふ方法に倚らねばならぬと思ふ。

勿論自發的貯蓄は右の目的に適ふものであるから、貯蓄奨励運動に携つてゐる人々の傳道師的な熱情や貯蓄者の自制と奉公の精神を銷沈させるやうなことは云ふべきでないが、我が國力や國民所得の配分を分析してみると、どうしても自發的貯蓄では不十分なやうに考へられる。従つて余は國家の必要に對し最低限度の保障を與へる如き案を立てる必要があると思ふ。しかも多數の國民は、國民として果さねばならぬ最低の義務を指示して呉れる計畫（上から命令される計畫）を歓迎するのではないかと思はれる。かくの如き計畫が與へられるならば、國民は幾許の節約をすればよいかと自分で頭を悩める必要がなくなるのである。

二、余の案の構造

そこで余は案を立てるに當り（第五及第六章參照）先づ第一に、各個人の所得中其の消費を戦後迄繰延べるべき額を定めた。此の額が公平に定められるならば、戦時中直ちに消費し得る權利を犠牲の大小に應じて定めることが出来るのみならず戦後の消費權（云ひ換へれば國債）を先の大戦に於ける如く資本家の掌中に納めしめることなく廣く國民に頒つことが出来ると思ふ、一石二鳥の利があるであらう。

第二には、繰延所得の消費を許す場合國債の増加を來さしめない爲めの用意として戦後に資本課税を実施することゝした。

第三には最低生活を營むものゝ消費力を擁護する策を講じた。其の策とは基礎控除を置くことゝ、徵收率（直接税及び繰延所得として政府へ徵收する率）を激しい累進率にすることゝ、子女手當の支給である。右の結果、週給七五志未滿の家庭の消費は増加し、週給五磅以下の階級の消費總額は戦前と變らず（其の上餘分に働いた分の報酬として戦後に消費する權利を與へられる）週給五磅を越ゆる階級の消費總額は平均約三分ノ一方削減されることゝなるであらう。

第四には（第八章參照）貨幣賃金、退職金、其他の手當を、少數の割當品の價格（政府は之が價格の騰貴を極力防止する）にリンクせしめることゝした。

かくして余の改訂案は先に發表したもの（譯者註—強制貯蓄案、但しケインズ氏は本書に於ては deferred pay 繰延拂案と改稱）に比し著しく規模が廣大になつたが、購買力の繰延こそは此の改訂案の全構造の軸をなすものであることを指摘し度い。例へば購買力の繰延を行はずに子女手當を支給すれば却つてインフレーションを激成すべく、低價割當制にしても購買力の繰延を伴はなければ補助金政策は國庫を泥沼に引込むばかりであらう。

故に本案の如きは恰も道路の通行規則の如きものであつて、之を以て自由の侵害とみるのは失當で

第三章 英國の供給力と國民所得

一、私的消費節減所要額

私的消費に向け得る量を算定するには

- (1) 我國の資源（人口、生産設備及び原料）から得られる生産力の最大限度は如何
 - (2) 年々幾許の外貨準備を費消し行きて差支なきや（即ち年々幾許の入超を續け行き得るや）
 - (3) かくして内外から調達した物資の内幾許を戦争の爲めに費消する豫定なりや
- を推定せねばならぬ。以下姑らく此の計算を試みることにしやう。

(一) 供給増加可能額 我國の供給額（軍需向民需向を合せた）は下記の如く労働の増加と富の轉用及び賣却によつて年額十六億二千五百萬磅方増加し得るものと考へる。（尙、供給高を金額で計算すると物價や賃金の變動によつて影響を受けるのであるが、以下に於ては物價も賃金も戦前の水準を維持するものと假定する）

- (1) 労働の増加 生産高は失業者、少年、婦人、退職者、無職者等を就業せしめることにより又労働を強化し労働時

間を延長することによつて増加させることが出来るが、一方労働者の應召、原料及船腹の不足、防空と云ふ如き生産を減退させるものもあるから、増産可能率は結局、一五%乃至二〇%見當なるべく、よつて其中頃をどつて一七・五%以下と抑へることゝしやう。然るに一九三九年三月三十一日に終る一ヶ年間の供給額（貿易外勘定を含む）は約四十八億（五千萬）磅であつたから、供給増加可能額は八億二千五百萬磅とみてよいであらう。

（現在未だ斯様な程度に達する供給増加は行はれて居ない。）

- (2) 減價銷却金と新規投資の轉用 資本の減價銷却金は年四億二千萬磅に上るから此の内一億五千萬磅を政府の用に割愛せしめる。又民間の新規投資額年三億磅は其の全額を其儘政府の用に廻すことゝする。

- (3) 金及對外投資の賣却並びに對外借款 長期戦に於ては之等の手段はなるべく控へねばならないが、年々三億五千萬磅迄位は此の方法に依頼してもよいであらう。

昨秋蔵相は、政府現在の支出情況よりすれば歳出の年増加額は十五億磅程度に達することゝなると述べたが、當時右記の如き供給増加策が行はれてゐたとするならば一億二千五百萬磅の餘剰を生じ之を民需に廻すことも出來た計算となる。

(二) 私的消費節減所要額 今假りに一九四〇—四一年度の歳出増加額を多くて十八億五千萬磅と抑へ、又右に記した供給増加策に成功すると假定すれば、國全體の消費を戦前に比し一億七千五百萬磅方削減せねばならないことゝならう。従つて私的消費の節減所要額は右の一億七千五百萬磅に所得増加

額八億二千五百萬磅(譯者註—生産が増加するとそれと同額の所得が増加する)を加へた十億磅となる。

八

二、消費節減は急がざるべからず

右の如く國民は其の所得が年八億二千五百萬磅方増加するに拘らず消費を節減せねばならないのであるが、奈如せん失業とか生産過剰と云つた状態が頭に泌み込んでゐる爲めに却々フル・エムプロイメントと云ふことを理解せぬやうにみえる。しかし我々は戦争の勃發と共に物資潤澤の時代から物資不足の時代へ這入つたのである。(from the Age of Plenty to the Age of Scarcity)

加之、開戦後半歳にして猶相當数の失業者が統計面に表はれてゐる爲め、動々ともすれば消費節減の急を要することが見落され勝ちであるが、之は産業の再編成が未だうまくゆかない爲めに起つたことである。又ストックや外貨資産等の盤食によつて消費水準が維持されてゐることも人を欺くものであるが、現在既に私的消費が供給高を超えてゐることは確實であるから、私的消費の節減は極めて急を要すると云はねばならぬ。

第四章 富者は戦費を支辨し得るや

一、現在の物價及賃金水準による消費節減所要額と労働者の主張

前章に記した如く私的消費の節減所要額は、物價及び賃金を戦前に不變と假定すると十億磅に上るが、實際には本年一月迄に卸賣物價は二七%、生計費は一〇%(季節的變動降去)賃金は(恐らく)五%騰貴したから、右の十億磅と云ふ數字は現在の物價及び賃金の水準で云へば更に一割見當多く視ねばなるまい。

ところが巷間説をなすものがあつて云ふことに、假令右の數字が正しいとしても労働階級が犠牲を負はせられる謂れはない、労働者は従前より激しく働くならばそれだけ餘計に消費を許されるべきである、殊に生計費が上るならば賃金の引上は認めねばならぬ、戦費はすべて富裕な階級が負ふべきである、と。

然らば労働者は、戦争によつて儲けてよいのは彼等のみであつて戦争の負擔は悉く他の階級に負はすべきだと主張するのであらうか。果して其様なことが可能かどうか事實に就て検討することゝしよう。

二、富者のみにては支辨し難し

(一) 税引所得總額 例により物價及び賃金の水準を戦前に不變と假定して計算すると國民所得及び戦前の課税の分布は左表の如くであつて、表中の「差引」は増税又は政府借上の對象となるものであ

る。(本表を一見すれば年收二五〇磅—五〇〇磅の階級の租税負擔が當を失して低いことが判る。即ち二五〇磅未満の階級が戦前所得の一〇%餘を納めてゐるに對し此の階級は僅か七・八%しか納めてゐないのである。)

所得階級	年收二五〇磅未満	二五〇—五〇〇磅	五〇〇磅以上	計
戦前の所得	二、九一〇	六四〇	一、七〇〇	五、二五〇
戦争による所得の増加	四二五	一〇〇	三〇〇	八二五
計(戦時所得)	三、三三五	七四〇	二、〇〇〇	六、〇七五
戦前の諸税	三九〇	五〇	七八〇	一、二二〇
差引	二、九四五	六九〇	一、二二〇	四、八五五

(單位、百萬磅)

註 所得階級の區別は戦前に於ける所得によつて行ふ。

(二) 調達所要額 今前章の推定に従ひ政府の歳出増加額を十八億五千萬磅と見積ると其の内一億五千萬磅は原價銷却の繰延、三億五千萬磅は外貨資産の處分及び對外借款によつて調達し得るから、増税や貯蓄によつて賄ふを要する額は十三億五千萬磅となる。

(三) 自發的貯蓄 ところで自發的貯蓄は、假令増税や繰延拂(強制貯蓄を云ふ—譯者)が實施されても、少くとも四億磅は期待し得るであらう。之は非常に内輪な見積であつて恐らく五億五千萬磅に

上るのではないかと思はれるが、他の推算に於いて生ずべき誤差をも考慮し右のマーヂンを置くこととした。

尙、右の四億磅の内少くとも一億磅は政府の手中(失業基金、健康保險及年金基金、戦時危險基金等)に生ずるものであり、他の三億磅は建築組合、生命保險、退職手當基金、社内留保金(以上のみでも戦前三億磅と推定される)其他によつて積まれるものである。左に之が階級別分布を示す。

(單位 百萬磅)

所得階級	年收二五〇磅未満	二五〇—五〇〇磅	五〇〇磅以上	計
戦時所得	二、九四五	六九〇	一、二二〇	四、八五五
最少限度の自發的貯蓄	五〇	七五	一七五	三〇〇
差引	二、八九五	六一五	一、〇四五	四、五五五

(四) 年收五〇〇磅以上の階級のみからは調達し難し 右の如く自發的貯蓄によつて四億磅調達し得るとすれば、残る調達所要額は九億五千萬磅である。(之が捻出の對象となるものは右表「差引」の四十五億五千五百萬磅)然るに、年收五〇〇磅以上の所得者から、五〇〇磅を超える所得部分を全額租税として徴収するとしても六億二千萬磅を得るに過ぎない(註)のみならず、斯様な亂棒な課税を行ふときは財界に混亂を生じ、却つて課税所得の著減を來す惧がある。従つて五〇〇磅以上の階級から

所要の金額を徴収するのは無理と云はねばならない。

註 年收五〇〇磅の階級の人口は約八十四萬人であるから一人當り五〇〇磅の所得は階級全體としては四億二千萬磅になる。

(五) 年收二五〇磅以上の階級からも調達し難し 徴税の最低限度を二五〇磅迄引下げても猶所要の全額は調達し難いであらう。今假に年收二五〇磅以上の所得者から二五〇磅を超える所得部分を全額租税として徴収すると十億一千萬磅となり(註)政府の所要額を聊か超えるが、其の反作用として課税所得の減退を招くことがないとは斷言し得ないのみならず、かやうな課税の結果は税と貯蓄により此の階級の戦時所得の實に四分ノ三を徴収することとなるのである。

註 年收二五〇磅以上の階級の手取戦時所得は十六億二千萬磅である。而してその所得人員は約二百四十三萬人であるから一人當り二五〇磅の所得は階級全體としては六億一千萬磅になる。そこで前者から後者を差引くと十億一千萬磅となる。

三、年收二五〇磅未満の階級に犠牲を求めざるべからず

以上のやうな譯で、年收二五〇磅(週給五磅)未満の階級に負擔を課することなく戦費を調達し得やうとは考へられない。殊に此の階級の人口は全人口の八八%、その所得は戦時個人所得總額(但し

戦前の諸税を控除)の六〇%、その消費は消費總額の三分ノ二を占めるのみならず、その所得は戦争の爲めに平均約一五%方増加すると思はれるのである。週給五磅以上の階級が其の所得の四分ノ一しか消費を許されぬとき五磅未満の階級のみが一五%の消費増加を享樂してよいとは何人も考へまい。従つて問題は

- (1) 年收二五〇磅未満の階級の負擔は幾許なるべきや
- (2) 最少の犠牲と最大の正義を以て之を徴収する方法如何にあることとなる。

第五章 繰延拂、子女手當及低價割當制案

一、所得の繰延

前章に記した處により、個人から調達するを要する額は結局九億五千萬磅迄縮められたが、右の内五億磅は税によつて徴收し得ると思ふ。(昨秋行はれた戦時増税は平年度四億磅の増收を來すべく、殘餘の一億磅は非生活必需品に對し賣上税を課する等の方法によつて徴收し得やう)しかし之以上の稅收入を擧げやうとすれば容易なことではなく、全商品に對する賣上税や賃金税を設けるか、或はイ

ンフレーションに依る増収を期待しなくてはなるまい。

然るにインフレーションは企業家階級を利するのみで労働者の實質所得を削減（恐らく二割方）するであらうし、全商品に對する賣上税や賃金税も労働階級にとり好ましからざる點に於て選ぶところがないであらう。

しかも残りの四億五千萬磅は到底自發的貯蓄によつて調達しうべくもないから、結局、國民をして消費を全然放棄せしめるか又は後日に繰延べしめるの外はないのである。然らば其の孰れがよいかと云へば何人も後者を選ぶに違ひない。此處に解決の道がある。

一番粗雑な所得の繰延法は、各人の所得の一定割合を一率に抑へて後日拂ひにすると云ふ遣方であるが、斯様なものでさへインフレーションよりはましであらう。しかし余は此の絶好の機會に於て國民所得の配分を改善する如き案を立て、社會正義の理想を達し度いと思ふ。

余は又右の目的よりして新税は主として年收二五〇磅以上の階級に課し、繰延拂は主として右以下の階級に課すこととした。尙以下に記す子女手当の支給案及び低價割當制案も右と同様の目的に出づるものである。

二、子女手当

昨秋發表した強制貯蓄案に於ては扶養家族の員數に従ひ基礎控除額を増額すると云ふ方法によつて家族控除を行つたが、此の方法では所期の目的を達し難い爲め此度は十五歳以下の子女一人に對し一週五志の手當を現金で支給することとした。因みに之が年額は一億磅に上るものと思はれる。

三、低價割當制

労働組合は、物價の騰貴が賃金の水準を抜く危険のあることを指摘し之に對する保障を求めてゐるが、Arthur Salter 卿 R. H. Brand 氏 Hicks 教授夫妻等は右の要求を充す爲め、最低限度の生活必需品を廉價で確實に入手するを得せしめる様な割當制を施行せよと提案してゐる。之は余も賛成である。恐らく此の制度を施行すると割當品の價格騰貴を防止する爲め補助金を支給しなくてはならなくなるであらうが、繰延拂制度を核心とする廣汎な計畫の一部として行へば補助金政策の弊害は現はれずに濟むものと思はれる。

又此の割當制は生計費指數の全構成目目に就いて行ふ要はなく極く少數の必需品に限つてよいであらう。

尙、今後物價の騰貴は極力之を防止すべきも、絶對的に安定せしめる要はなく、萬一騰貴を來すときは労働組合に對し賃金引上の要求を行ふ自由を與ふべきである。しかし斯様な約束は、労働組合が

所得の繰延をすることゝ生計費指数（多数の品目を以て構成される）の昂騰を理由とする賃金値上の要求をせぬことゝを認めることを絶対的な条件とせねばならない。

第六章 案の細部

一、基礎的考慮

本案を立てるに際し特に考慮したのは左の諸點である。

- (1) 週給五磅以下の階級の實質所得總額は極力戦前の水準又は其の近くに維持するを得せしめるところ。
- (2) 右の階級をその所得の多寡に従ひ更に上下二層に分つて見るとその下半層は殆んど（又は全く）戦時所得増加の恩典に浴しさうにないから、所得の繰延を命ぜられると生活水準の維持が困難になること。
- (3) 扶養家族の多少から起る不公平を矯正する爲め子女手當を支給すること。
- (4) 小所得階級の戦時増収は大所得階級の場合に比し労働の強化によることが大であるから、前者の徴収は主として繰延拂により後者は主として増税によることとする。

- (5) 生計費の騰貴は、輸入費増嵩の關係から假令補助金政策を用ひても、尙賃金の騰貴率を越ゆること五%に及ぶものと思はれること。

二、繰延拂案による徴収可能額と負擔の階級別分布

昨秋強制貯蓄案を發表した際には徴収額の目標を四億磅に置いたが、此度は子女手當の支給案（約一億磅を要す）を追加したのみならず其他種々の緩和策を講じた關係上（少くとも五千萬磅を要す。之については次章參照）繰延拂による徴収額の目標を六億磅に引上げることとした。今余の提案する國民の負擔の階級別分布を示せば左の如し。

所得階級	年收二五〇磅未満	二五〇磅以上	計
増	一五〇	三五〇	五〇〇
繰延	二五〇	三五〇	六〇〇
所得	一二五	五〇	一七五
計（負擔の合計）	五二五	七五〇	一二七五
戦時の所得増加	四二五	四〇〇	八二五
差引（消費削減額）	一〇〇	三五〇	四五〇
子女手當	一〇〇	一	一〇〇
差引（消費削減額）	〇	三五〇	三五〇

(單位 百萬磅)

註 「増税」中には戦後の自然増収をも見込加算。「生計費の相対的騰貴による損失」は、賃金は戦前四比五%、生計費は一〇%騰貴すると假定して計算した。之は大體に於て現在の状態である。

右表を一見すれば二五〇磅以上の階級は戦前に比し三分の一方の消費の削減を蒙るに對し、二五〇磅未滿の階級は消費水準を變へずに済むことがわかるであらう。

或ひは大所得階級の負擔が小所得階級に比し、重きに過ぎると云ふ批評があるかもしれないが、余の意圖は戦費調達的機會を利用して所得の再分配を行ひ配分の公平を期さんとするにあるのである。勞働階級の指導者は之でも猶、生計費を追ひかけて賃金の引上を要求する方が下層階級に利益と考へるであらうか。

三、案の細部

(一) 子女手當 現行所得税制の子女控除は極めて不公平である。例へば二五〇磅の勤勞所得者に對しては長子につき年七磅の所得税減額が行はれるが次子以下については右の減額が行はれない。(譯者註—英國現行の所得税法によると、子女を有せざる年收二五〇磅の勤勞所得者は七磅の所得税を課せられるが、子女一人を有する者は子女控除が行はれる結果無税となる。従つて次子以下に對しては減税の方法がなく結局所得税上何等の恩典も與へられぬこととなる) 其の上所得が増加するに従ひ右の

減税額は累増して結局子女一人につき十八磅十五志の高額に達するのである。一方所得税を納めぬ階級には特殊の場合を除き子女手當は支給されない。

そこで現行の制度は全部廢止し、其代りに十五歳以下の子女一人につき一週五志(一年十三磅)の手當を一率に支給することとした。

(二) 基礎控除 基礎控除額は獨身者一週三五志、妻帶者一週四五志とする。

(三) 徴收率 政府が基礎控除額を超える所得部分から直接税及び繰延拂として徴收する割合は、所得の増加に従ひ激しく累進せしめる。今子女(十五歳以下)を有せざる妻帶者につき直接税及び繰延拂として徴收する金額の所得に對する割合を示せば左の如くである。

週給	年收	年收	年收
四五志迄	〇%	三〇〇磅	二一%
五〇志	三%	四〇〇磅	二五%
五五志	六%	五〇〇磅	二七%
六〇志	八%	七〇〇磅	二九%
八〇志	一五%	一、〇〇〇磅	三五%
一〇〇志	一九%	二、〇〇〇磅	三七%
		五、〇〇〇磅	五三%
		一〇、〇〇〇磅	六四%
		二〇、〇〇〇磅	七五%
		五〇、〇〇〇磅	八〇%
		五〇、〇〇〇磅超過	八五%

(四) 徴收額と手取現金額

五、〇〇〇磅	二、〇五五磅	六三〇磅	二、三一五磅
一〇、〇〇〇磅	五、二六八磅	一、一五六磅	三、五七六磅
二〇、〇〇〇磅	一三、〇一八磅	一、八九六磅	五、〇八八磅
一〇〇、〇〇〇磅	八〇、七六八磅	四、一三三磅	一五、〇九九磅

右表によれば「収入」に對する「繰延拂」の割合は収入の増加に従つて低下してゐるが、税率の累進の激しいことを思へば之は了解されるであらう。例へば年收十萬磅の妻帯者が繰延所得として徴收される金額は所得の四％に過ぎないが、税引所得に對する割合は實に二一・五％に當るのである。

(五) 徴收方法 社會保險の被保險者の場合には保險金の支拂ひと同様備主をして繰延拂帳に切手を貼付せしめ、所得税納税者の場合には所得税の納付と同様の方法によらしめる。従つて特に新機關を設置する要はない。

(六) 繰延所得の預入機關 繰延所得は共濟組合、労働組合又は健康保險の認可した其他の機關中任意の機關へ預入するを許す。但し選擇を行はざる者の貯蓄は郵便局へ預入せしめる。かくすれば労働者自身の機關をして其の階級の資産を管理せしめるのみならず、之等機關に貯蓄の引出につき相當程度の決定權を與へることも出來やう。(次章參照)

第七章 繰延所得の拂戻と資本課税

一、繰延所得の拂戻

(一) 繰延所得の封鎖と非常拂戻 繰延所得は戦後政府の指定する期日に分割拂によつて拂戻す迄、封鎖貯蓄として原則上引出を認めないが、左記の場合には非常拂戻を認めることとする。(前述の如く繰延拂戻は徴收年額六億磅を目標とするものであるが、非常拂戻を認める爲め實際には右の金額には達せぬものと思はれる)。

- (1) 建築組合其他に對する賦拂金、生命保險金銀行借入金を支拂と云ふ如き戦前契約の履行及び相續税の納付に充てる場合。
- (2) 生命保險の新規加入又は養老保險證券購入の場合。
- (3) 其他共濟組合等(郵便局の場合は地方委員)の認める場合。(例へば疾病、失業、家族の特殊の出費に充てると云ふ如き場合)。

尙、右の封鎖貯蓄は労働者生計費調査(失業手当の爲めの)養老年金受領資格又は資本課税査定等の際には算入せぬこととし度い。

(二) 封鎖の解除 此の貯蓄の封鎖は戦後不況の始まる際に解除して引出を自由にすべきである。かくするときは繰延拂案は、現在インフレーションと資源の涸渇を防ぐと共に将来デフレーションと失業を阻む、一石二鳥の策となるであらう。

二、資本課税

(一) 封鎖貯蓄戻戻資金の調達法 もし戦争が二年以上続くときは國債は手におへぬ程度の額に達し爾後数年間の財政を困難ならしむるであらうが、斯様な事情の下に於ては、資本課税の徴収は甚だ好ましいことの様に思はれる。即ち余は繰延拂の封鎖を解くに要する資金を調達する手段として戦後に資本課税を行ふことを提案するものである。

(二) 封鎖解除と資本課税は同時に行ふ要なし しかし貯蓄の封鎖解除と資本課税を同時に行ふ要はあるまい。何となれば、封鎖は不況の始まる際に解く豫定であるが、其時たるや資本課税には最悪のときだからである。従つて資本課税は戦争終了後成可く早く(一時的なブームが来さうなとき)行つたらよいと思ふ。しかし其の徴収を容易ならしめ財界を攪亂せぬ様にするには少し宛分割して徴収した方がよいであらう。斯様な方法を探るときは新たに資本課税への道が展けて所得税にも勝る恒久的な財源が開拓されるかもしれない。

315452

(三) 資本課税は即行を要せず 労働黨方面には資本課税即行論が行はれてゐるが、余は之に反対である。何となれば施行上の困難は姑く措くとするも、富の配分の不公平は余の案によつて充分改善せられるのみならず、假令之を行つても眼前の問題たる消費節減には余り役に立たないからである。

三、封鎖貯蓄制度の應用

封鎖貯蓄の制度は他の方面にも應用することが出来ると思ふ。特に應召者に對し、其の兵役年限の多寡に従ひ然るべき金額を封鎖貯金の形で附加支給すれば召集せられざる者との不均衡を多少とも緩和し得ることと思はれる。「退役者手當」は格別、資本課税に依る稅收入を以て支拂ふに適したものであらう。

超過利得に對しても右の制度を應用するとよいと思ふ。理想を云へば超過利得の如きは戦時中絶對に許すべきでないかもしれないが、之を全然許さぬと節約心を害し浪費を助長する(之は先の大戦に徴しても瞭かである)惧があるから却つて不得策と云はねばならぬ。従つて超過利得税と所得税を控除して猶殘る超過利得は之を封鎖貯蓄とさせたらよいと思ふ。

第八章 割當制、物價統制及賃金統制

余は上に記せる如く、課税又は繰延拂により消費者の購買力を吸収し物價騰貴の根因を除く以外に問題を解決する道はないと考へるものであるが、世間には割當制と價格公定制のみによつて生計費を統制し得ると信する者が多いやうである。之は實に危険な謬見であるが、割當制も價格公定制も余の案の重要な一部をなすものであるから以下姑く此問題に關して論じ度いと思ふ。

一、割當制

購買力吸收策を伴はぬ割當制には二ヶの障礙がある。其の一は人により消費の内容が異なる點から生ずる。パン、砂糖、鹽、ベーコンの如きものはまだよいが、牛乳、コーヒー、ビール、酒類、屠肉、被服、靴、書籍、被服附屬品、家具となると夫等に對する趣味や必要感は人により甚だしく區々であるから、斯様な品物に付その消費量を公定均分するのは滑稽なばかりでなく資源浪費の因を作すものと云はねばならない。

其の二は、割當制が凡ゆる品目に及ぼし難いことから生ずる。即ち一部の重要消費品に割當制を施行すると比較的重要なならざる非割當品に購買力が集中する爲め、重要品（割當品）の生産が減じて重要ならざる品目（非割當品）の生産が増加すると云ふ結果を生ずる惧がある。

割當制には右の如き欠點があるのであるが、今假に奇蹟によつて此の方法が成功を收め消費が完全

に統制せられ消費者の金の使ひ様がなくなつたとしても、はじめから所得の一部を繰延拂にすれば之と同じ目的を簡單に達することが出来るのである。

寔に繰延拂や課税によつて消費者の懐中を收縮する方法は自由社會の選ぶべきものゝ様に思はれる。廣く割當制を施行して消費者の選擇權を犯すのはボルシエヴィズムの典型的な産物である。

しかし同じ割當制でも目的の全く異なるものがある。即ち消費の總額を統制するのではなく、特殊の理由により供給の制限を要する品目から、可及的に公平な方法で、購買力を他に轉せしめる場合である。例へば丁抹やバルチック諸國との貿易が中斷された爲めにベーコンの供給が減じたり船腹不足の爲め砂糖の輸入が止まつたりすると、之等商品の消費を節せしめねばならないが、此の場合其の品物が必需品や一般的な消費品でなければ價格騰貴の許容によつて容易に目的を達することが出来やう。しかし必需品であると價格の騰貴は好ましくない爲め割當制を使用するのである。之は割當制の健全な用法と云つてよいであらう。

二、價格公定

購買力制限策を伴はぬ價格公定制にも障礙がある。何となれば此の政策は消費を増進する結果を招く爲め、品不足を來し顧客をして店頭に列をつくらしめる惧があるからである。

其にも拘らず價格公定は古風なインフレーションよりも現在流行してゐる。而して之に對する反對論は、價格公定制は需給の均衡を齎らさぬのみか寧ろ之を悪化せしめる（之に反しインフレーションは均衡を齎す方法である）と云ふにあるが、現在我國では消費者も業者も共に物價騰貴を好まぬ風が強いし、余も亦物價騰貴よりも品不足の方がましであると考へるものである。

とは云へ之は眞の解決法ではない。品不足と店頭の行列は配給の不公平と時間の無駄と國民の痼癥を起させるものである。先にも記した如く之は方今の流行であつて露西亞や獨逸が古流なインフレーションの代りに採用した方法であるが、英國としては眞の解決策たる第三の途を選び度いと思ふ。第三の途とは即ち社會一般の利益と消費者個人の自由選擇とを兩個乍ら全からしむる如き方法である。

三、資金統制

消費者の購買力を市場から吸収する策を講じないと物價の騰貴は避け難く、補助金政策によつて之を回避せんとしても國庫の負擔が過重になる爲め遂には生計費の騰貴を抑へ得ず、資金の値上を誘致する結果となるが、購買力の吸収を計れば物價の安定には期して待つべきものがあるから悪循環の起る理由は消滅する。従つて、輸入費の増嵩や特殊な理由に基づく資金の引上による價格の騰貴を相殺する爲めの補助金政策を用ひても先の場合とは異り國庫に及ぼす負擔は比較的輕くて濟むであらう。

余が極く少數の（勞働省の生計費指數の構成目より遙に少い）必需品につき物價指數を作成し、政府は其の指數が騰らぬ様全力を致すと同時に勞働組合は右の物價指數が騰貴する場合を除き生計費の騰貴に藉口して資金の引上を要求しないことを承認する様、提案する所以は此處にあるのである。

第九章 自發的貯蓄とインフレーションの機構

一、「通常」の方法の限界

峻烈の度に於て將亦效果の點に於て余の提案と大差ないものに稅率五〇%の小賣稅、同じく二〇%の賃金稅、所得稅の増徴等がある。之等の間の選擇は民心、社會正義、施行上の便宜等を考慮して行はるべきであるが、繰延拂案の反對者は他の案に賛成するからではなく、「通常」の方法即ち増稅や自發的貯蓄の獎勵によつて目的を達し得ると信するが爲めに反對するやうである。

然るに斯様な政策は、實際には先の大戦に於て行はれた如き、稅收入と自發的貯蓄額を所要の水準へ高めしむる程度のインフレーションを起させると云ふ政策を意味するのである。尤も「通常」の方法を唱導する人々はインフレーションの援助を求めることなく目的を達することが出來ると考へてゐるやうであるが、之は明かに程度の問題である。歳出が一九三八—三九年度に比し十億磅又は十二億

五千萬磅見當の増加を示す程度ならば恐らくは「通常」の方法でも充分であらうが、歳出の増加が十七億五千萬磅又はそれ以上に達するならば右のみには不十分なことは第三及第四章に記した處から明かである。色々議論はあるであらうが、余は「通常」の方法で賄へる限度を約十二億五千萬磅の増加と抑へ度い。十五億磅の増加は賄へぬものと思ふ。

次に極めて重要であるに拘らず動ともすれば見逃され勝な點を指摘し度い。今假りに、戦時豫算の辻褄を合せる爲めに七億五千萬磅を要するとし、又過激な方法を用ひないでも五億磅見當の自發的貯蓄は得られるものとする、其の差額二億五千萬磅は何等かの過激な方法によつて調達せねばならぬこととなるが、之を用ひると自發的貯蓄が減退する。例へば所得税を増徴すると夫丈消費が節減される譯ではなく一部は自發的貯蓄に食ひ込むのである。従つて過激な方法による徴收額の目標は二億五千萬磅以上に置かねばならない。余が個人の自發的貯蓄に信頼を措かない理由は此處にある。

又戦時貯蓄運動は非常な成功を収めてゐる様であるが、之は決して自發的貯蓄今後の見透しの材料になるものではない。先づ第一に其の利廻りは郵便貯金や一般銀行の預金利子に比し有利なるものであるから、從來他へ預入されてゐたものを吸寄せるのは當然であらう。其上、貯蓄組合の結成に當り儲主の援助を得てゐるものが多々ある様である。即ち貯蓄債券の買入代金を儲主から借り受け、給料

の内から賦拂ひによつて返済するのである。従つて公表されてゐる債券の賣却額は實は過去と將來の貯蓄の兩者をも包含してゐるのであつて、その何割が現在の貯蓄であるかは判らない。

斯様な譯で余は「通常」の方法では到底戦争を遂行することが出来なと思ふ。過激な方法を用ひず自發的貯蓄に倚頼すれば、知らず識らずの内にインフレーションによつて自發的貯蓄を刺戟すると云ふ方向へ滑り込む危険がある。

二、インフレーションの援助を藉りる自發的貯蓄の方法

結果がどうなつてもよいのならば、自發的貯蓄による戦費の調達が一番面倒のない方法である。危険は此處に潜んでゐるのである。右に一例を擧げて之を説明しやう。

今假りに

生 産 額	五、五〇〇	<small>百萬磅</small>
個人所得 (轉換所得をも含む)	六、〇〇〇	
政府の稅收入	一、四〇〇	
輸入超過	三五〇	
政府の歳出 (轉換支出を含む)	二、七〇〇	

同 (轉換支出を含みます) 二、二五〇

註 いづれも戦前の物價水準を以て計算。
譯者註 「轉換所得」又は「轉換支出」とは國債利子、年金、失業手當の如き政府から國民の所得へ轉換するものを云ふ。

とすれば、國民が自由に處分し得る金額は個人所得から租税を控除した四十六億磅である。一方物資の關係は、政府の購入額は二十二億五千萬磅であるから國民の買ひ得る額は三十二億五千萬磅と云ふことになる。従つて、十三億五千萬磅 ($1,350 = 4,600 - 3,250$) の自發的貯蓄が行はれ、ば需給は均衡するであらう。

しかし自發的貯蓄が七億磅に過ぎないと、三十二億五千萬磅の物資に對し三十九億磅が費消されるのであるから、物價は勢ひ二割方騰貴し ($3,250 \times 120\% = 3,900$) 物資を販賣した者は六億五千萬磅 ($3,900 - 3,250 = 650$) の所得増加を來すであらう。

ところで此の六億五千萬磅が全額次の期間に購買力となつて現はれるとすると、其の期間の所得は五十二億五千萬磅 ($4,600 + 650 = 5,250$) となるが、之に對立する物資は三十九億磅に過ぎないから、 ($3,250 \times 120\% = 3,900$) 此處に需給は再び均衡を失ひ物價は更に騰貴することとなる。

しかし實際には、先の大戦中にもかゝる無限の物價騰貴は起らなかつたし、今回も假に同様の政策

を採用するとしても右の如き事態は起るまいと思はれる。何となれば、六億五千萬磅 (以下之を不當利得と呼ぶこととする。尙之には政府の購入する物資の値上りから生ずる利得は含まれてゐない) の過半 (時には四分の三以上) は税として徴收されるのみならず、殘餘の内相當額が自發的に貯蓄されるからである。之は不當利得者が裕福になつた爲に貯蓄額が増すと云ふのではない。不當利得は多く會社の收める處となるが會社は種々の理由から配當率を引上げて之を株主に分配するを好まず株主の爲めに貯蓄するからである。斯様な譯で實際には六億五千萬磅中の一少部分が消費市場へ出廻るに過ぎぬ爲め、物價の騰貴は二割と云ふ如き高率を示すことなく僅々二乃至三%で済むであらう。従つて一般國民に對し僅かの増税を行へば不當利得者の消費増加を相殺し得ると思ふ。

以上余は樂觀に過ぐる見方をしたやうである。何となれば、物價の騰貴するに拘らず労働者は從來の賃金で満足するものと假定したからである。實際、物價が昂るならば労働者は黙つて居まいし、労働が拂底する以上備主は賃金値上の要求を拒み難いであらう。その上企業家は超過利得が生じると其の七割五分を税に取られるのであるから賃金俸給の引上を大して苦痛とは考へないかもしれぬ。かくして賃金其他のコストが生計費と同率で昂騰するならば、所得悪循環が始まつて物價は二割宛騰貴を續けることとなるであらう。

しかし我々は猶一枚の切札を持つてゐる。コストの内には法律又は契約によつて定められてゐる爲めに物價が騰貴しても急速には騰貴しないものがあること（年金や利子の如き）と賃金の引上には多少の時間を要すること之である。

従つて賃金及其他のコストが物價の騰貴を追つて上昇するに拘らず、物價は常に二割宛先へ進むこととならう。即ち、六ヶ月の後に賃金と其他のコストが平均一割方騰貴するならば物價は三割二分騰貴（ $110 \times 120\% = 132$ ）、二年の後に右のコストが四割騰貴すれば物價は六割八分騰貴（ $140 \times 120\% = 168$ ）することとならう。

右の如くであるから自發的貯蓄制度も無闇に激しい物價騰貴を惹き起すことなく戦費を「自發的」な方法で調達するに成功する譯であるが、之が成功の條件は實に、労働階級其他の所得の一部を不當利得者の手中に收めしめ然る後税及び貯蓄の形ちで國庫へ移さしめるに足る程度の相對的物價騰貴（賃金の騰貴以上に出づる物價の騰貴）を起させることにあるのである。

此の場合自發的貯蓄は多ければ多い程よいこと云ふ迄もない。自發的貯蓄が増せば、物價が相對的に騰貴するを要する割合は少くて済むからである。今一例を擧げて之を説明しやう。先づ先に記した處に従つて供給に對する需要の超過額を十三億五千萬磅、自發的貯蓄を七億磅とすれば、差額は六億

五千萬磅である。（之は供給額の二〇％に當る。従つて物價の相對的騰貴率は二〇％）ところで國民貯蓄運動が奏效し自發的貯蓄を八億磅に高めたとすると需要の超過額は五億五千萬磅に減するであらう。之は供給額の一七％に當る。従つて物價の相對的騰貴率は一七％で事足ることとなるのである。

しかし「自發的に一磅の貯蓄をなし得る代りにインフレーションの慘害を蒙る方がよいか、物價が騰らぬのみならず二磅の繰延貯蓄を握れる方がよいか」と云へば、不當利得者以外の者は必ず後者を選むであらう。しかし國庫や將來の納税者の利益は如斯簡明でない。蓋し繰延拂制度によつて生ずる國家の債務は自發的貯蓄制度（インフレーションの援助を藉りる）により生ずる債務に比し少額であるが、其の實質的價值から云ふと多額に上るから、（前者によると物價が騰らぬ爲）國庫や納税者は後者を利益とする筈であるが、さればと云つて高物價は何時迄も維持される譯のものではないから、後者の利益は甚だ不確實と云はねばならないのである。

右の様な次第で政府が赤字補填の爲に要する貯蓄は希望すれば何時でも「自發的」貯蓄によつて調達し得るのであるが、「自發的」と云ふ稱呼が當つてゐるかどうかは趣味の問題である。何となれば之は、労働者の所得の一部（労働者自身が自發的に貯蓄しない部分）を強制的に企業家へ移して其の自發的貯蓄（及び税金）たらしめる方法であるからである。従つて「自發的貯蓄に倚賴する」と云ふの

は「必要な程度のインフレーションに倚頼」と云ふに外ならないのである。ロバート・キングスレー卿（國民貯蓄委員會會長—譯者註）は曰く。

「政府は資金を要するが、英國は自由の國であるから、國民は之を自發的に貯蓄せねばならない。もし諸君が貯蓄しないならば、物價騰貴の働により所要の額を諸君の収入の實質價值から強制的に徴收し不當利得者の掌中へ收めしめ、不當利得者が之を（税として徴收されぬ部分を）自發的に貯蓄することを期待するであらう。かやうにして我々は自發的な方法から離れる（之は經濟界の禁物である）ことを避けるであらう。」

此の言葉は多少意味の分明を欠く點があるが、勞働者に貯蓄を勧める説として何人をも首肯させるものがある。但し一つ欠點がある。即ち、自分一人貯蓄をしても他人が之を勵まぬならばインフレーションの被害は免れ難いと云ふ點である。之は自分だけ通行規則を守つても他人が守らなければ事故を避け難いのもと同じである。されば社會全體が心を合せて規則を守るやうにせねばならないであらう。

三、先の大戦に於けるインフレーション的方法の結果

先の大戦の例につきインフレーションの作用を分析することゝしやう。

七 月	貨幣賃金指數(註)	生計費指數		實質賃金指數	
		勞働省調	修正指數(註)	勞働省調による	修正指數による
一九一四年	100	100	100	100	100
一九一五年	105.1	125	(120)	84.8	87.9
一九一六年	115.1	145	(135)	79.8	85.1
一九一七年	135.1	180	(160)	75.8	84.8
一九一八年	175.1	205	180	85.8	97.1

註 「貨幣賃金指數」は煉瓦積職及其の下職、植字工、鐵道従業員、造船所勞働者、棉業及羊毛業勞働者、機械製作技手及勞働者、造船工、炭坑夫、農業勞働者（イングランド及ウエールズ）につき調査せるもの。

「修正指數」は Sumner Committee が、開戦後消費財の實に生じた變化を考慮し勞働省の指數を修正作成したものである。因みに修正は主として、被服、砂糖、バター、マルガリンに對して加へられた。

右表にみる如く開戦後一年間に於ける生計費指數の騰貴は、勞働省調の指數で二五%サムナー委員會の修正指數で二〇%であるが、眞の騰貴率は兩者の中間にあつたであらう。かくして戦争の終る迄に貨幣價值は約半減したが、之に對し貨幣賃金は戦争の前半期に於ては一年平均約一〇ポイント宛、後半期に於ては一年平均約三〇ポイント宛騰貴したから、結局賃金の購買力（實質賃金—譯者註）は

最初の三年間（一九一七年七月迄の）に約一五%方低下した譯である。（大戦最後の一年半は米國が参戦し、金融の逼迫が緩和された爲め經濟は大いに回復したが、其頃から統計に嘘が這入る様になったこと、割當制や價格公定制が行はれた結果消費の内容に變化が生じた爲め、其の回復の度合を正確に測定することが出来ない）

かやうに物價の相對的騰貴が一五%であつたことは、費消し得る所得額（之が増加率は、就業者の増加や時間外勞働が行はれる爲め賃率の騰貴率よりも速かである）が消費財の供給に比し一五%方増加したことを意味するであらう。又右の生計費の騰貴は略一年の間隔を置いて賃率の値上を惹き起したが、それと同時に物價が更に同じ率丈は騰貴した爲め勞働者の利益は相殺された様である。即ち賃金は年々騰貴したに拘らず前年の物價水準に追付くに過ぎなかつたのである。今假りに、物價が常に賃金より一五%方高位にあり、賃金は第一年中に右の半分（即ち七・五%）丈騰貴し其後は一年の間隔を置いて物價の後を追ふとすると、物價が二倍足らずになる程度で四年間の戰爭を濟ませることが出来る勘定になるであらう。右の如きめの計算が如何によく事實と一致するか下表について知られ度い。

年	理論上の騰貴率		實際の騰貴率(註)	
	物價	賃率	物價	賃率
一九一四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九一五年	一二二・五	一〇七・五	一二二・五	一〇七・五
一九一六年	一四一	一二二・五	一四〇	一一七・五
一九一七年	一六一	一四一	一七〇	一三七・五
一九一八年	一八五・五	一六一	一九二・五	一七七・五

註 「物價」は勞働省調指數と修正指數の平均。(前表参照)
「賃率」は高低兩値の平均(前表参照)

しかし賃金と物價が互に追ひつ追はれつすると云ふのは何と奇妙な方法ではあるまいか。其の上此の制度の下に於ては不當利得者以外一人として利益を享ける者なく、國債(名目價值で測つた)は必要以上に増加し、しかもその分布は公正を得ないのである。

然るに繰延拂制度を採用し、平均一五%の所得を徴收すると、貨幣賃率と生計費の關係は従前と變ることがないから、後者を追ふ前者の騰貴など云ふものは起らないであらう。しかも勞働階級の實質的消費はインフレーション的方法を採用した場合と變らないのである。

第十章 佛國の採用した方法

余の繰延拂案が、獨佛の採用せる方策に比し極めて穏和なものであることを指摘し度い。

一、獨逸

獨逸は先頃、表面余の案に似た繰延拂制度を採用するかに傳へられたが、獨逸は既に賃金、労働時間及物價の規定、廣汎な割當制度、賃金からの種々の控除（繰延拂にあらざる）と云ふ如き余の案より遙かに過激な策を講じてゐるのである。英國が、戦争遂行上現在の一倍半以上もの犠牲を要する時に立至らば格別、今日の處斯様な過激な消費統制に訴へる要はあるまい。加之假令一時の措置としても好ましくないものであるから、此處には姑く措き、佛國の採用してゐる方策を紹介することゝしよう。

二、佛國

佛國は數多の大統領令を次々に發して軍需産業は勿論他の産業に對しても（其間統制の程度に差等はあるが）賃金や労働條件につき完全な統制を行ふことゝした。其の結果、非軍需産業の賃金は労働相の許可なくして戦前の水準を動かすことが出来なくなり、又軍需産業の賃金は労働相及び軍需相（

又は他の軍當局）が定めることゝなり、僱主は所定の最高限度（多くは戦前の水準）を越ゆる賃金を支拂ふを得ず、一方雇人は許可なくして現在の職を離れ得ざるのみならず政府當局の意向により轉動を命ぜられることがあることゝなつた。

又國民連帶基金と稱する基金を創設し、戦争の爲めに生ずる一般經費（生計費維持の爲めの出費の如きは之に含まれると思ふ）に充てることゝした。尙此の基金は超過利得税及び賃金の天引を財源とするものであるが、賃金の天引は左の如くして行はれる。

- (1) 特定の職に従つてゐる爲め兵役を免除された労働者につき其の賃金の一五%。
- (2) 一週四十時間以上四十五時間に至る間の労働に對する報酬の全額、及び一週四十五時間以上の労働に對する報酬の三分の一（労働時間が一週五十時間以上に上ると天引額は賃金の一五%となる）

佛國は又生計費を戦前の水準に維持せんとして種々嚴重な方策を講じてゐる由であるが、割當制は今この處行つてゐないやうである。（譯者註——三月一日附大統領令により生活必需品の割當制が近く行はれることゝなつた。）

以上

附

以上はケインズ氏の新著 “How to Pay for the War, A Radical Plan for the Chancellor of the Exchequer: by John Maynard Keynes” (本年二月二十六日刊行) 全章の紹介である。

昨秋同氏がタイムズ紙上に強制貯蓄案(註)を発表した際には、一部有識階級の賞讃を博したものの労働組合方面には小所得階級の負擔過重とする意見強く、シテイには時期尙早とする向が多いやうに見受けられたが、其後、ミッドランド銀行頭取マツケナ氏が之が施行の要を力説する等(彙報號外第一號参照)漸く其の支持論が有力化し來つた感があつた。此秋に當り此處に紹介する新著を著はして舊案を改訂、労働組合方面の反對緩和を圖つたのは機を得たものと云ふべきであらう。今改訂の要點を舊案と比較して記せば左の如くである。

註。昨秋發表の強制貯蓄案の大綱は左の如し。基礎控除額を越ゆる所得部分は累進率を以て政府之を徴收其内直接税を控除し殘金を郵便貯金とす。但し右の貯金は戦後資源の餘裕を生ずる迄封鎖し原則として引出を許さず。

一、昨秋發表の強制貯蓄との相違點

(一) 子女手當の現金支給。舊案に於ては子女の員數に従ひ基礎控除を増額(一人に付一週七志六片)すると云ふ方法によつて子女控除を行つたが、此度は右の方法を廢止し(現在一部の階級に對し行はれてゐる子女手當制及び所得税上の子女控除制をも廢止す)十五歳以下の子女一人につき一週五志の手當を現金で支給することとした。

(二) 繰延(強制)貯蓄徴收率の引上。繰延貯蓄の目標を舊案に比し二億磅増額し年額六億磅とする爲め其の徴收率を引上げた。ヒックス教授の作成した對照表を藉りて之を例示すれば左の如し。

週給	舊案		新案	
	所得税	貯蓄	所得税	貯蓄
獨身者	五五志	一志三片	五五志	一志三片
	一〇〇志	八志六片	一〇〇志	八志六片
妻帶者	五五志	〇	二志	三志六片
	一〇〇志	三志四片	七志七片	三志四片
子女二人を有する妻帶者	五五志	〇	〇	三志六片
	一〇〇志	八志	二志九片	一六志六片

註 「子女二人を有する妻帶者」は子女手當として一週一〇志を支給されるから、週給五五志のものは新案により三志六片の貯蓄を命ぜられるに拘らず差引六志六片の消費力増加を來す。尙週給一〇〇志の者が新案により所得税を徴收される

のは、子女控除制が廢止される爲めである。

四四

(三) 労働階級の貯蓄は之を同階級の管理下に置くこと。舊案に於ては繰延貯蓄は悉く郵便局に預入せしめることとなつてゐたが、此度は共済組合、労働組合等任意の機關に預入することを許すのみならず、非常拂戻につき夫等機關に相當程度の決定權を與へることとした。

(四) 絶対必需品の低價割當制と資金政策。少數の生活必需品につき割當制を施行し、政府は極力之が價格の騰貴防止に努める(補助金政策等により)と同時に労働組合は右の價格が騰貴する場合を除き資金引上の要求をせぬ様提案した。

(五) 資本課税。戦後資本課税を行ひ繰延貯蓄の拂戻資金に充てることとした。

二、本書に對する世評

今本書に對する世評を通觀するに、昨秋「強制貯蓄案」が受けた處に比せば遙に好い様に思はれる。即ち二月二十八日の上院ではハンケイ無任所大臣が Lord Balfour の問に答へて「ケインズの新著は一頁も餘さず讀了その内容を熟考したが、無下に斥ける考へはない」と云つて暗に政府の意向を表明し、又同夜約二五〇名の有志各派議員(數名の大臣を含む)が下院に參集しケインズ氏の説明を聴取した際の空氣も大體に於て悪くなかつた由である。(二月二十九日附タイムス)又三月二日附エコノミ

スト誌も「ケインズ氏の改訂案が據つて立つ原則は犯し難いばかりでなく、氏が新たに附加したものは既に輿論が肯定してゐる所である。例へば低價割當制は既に實施されてゐるし、子女手當の支給、戦後資本課税を行ふ要あること、中流以上の階級のみにては戦費を支辨し難いこと等はすべて一般に了解の事項である。しかし氏が、他種の課税による戦費調達法や割當制の擴張一部商品の製造販賣禁止と云ふ如き自發的貯蓄増加策による調達法等を否定せるは稍々輕々なる感なきを得ない。加之一九四〇—四一年度は本書に示された程度の調達法で足りるであらうが、年を追ふに従つて更に峻烈な方法を必要とするであらう。とまれ本案は細部については修正を免れ難いと思ふ」と云つて少くとも其の大綱には異論なきことを明かにし、三月二日附タイムス紙も、國民貯蓄委員會副會長 Sir Theodore Chambers が「ケインズの案も結構だが、自發的方法によつて同じ結果が得られるならば大慶至極だ」と演説したことを引きつゝ、「副會長の如く自發的貯蓄と増税によつてインフレーションを防遏し得ると期待する程勇敢な者は餘りあるまい」と云ひ「唯一の眞の對策は租税とケインズ流の消費繰延案によつて増加購買力を市場から引上げることにある」と斷言した。

之に對し三月二日附ステイスト誌は「此度の改訂案は小所得階級に對し非常な讓歩をしてゐるから他の階級の反對を惹起する惧がある」と評し、三月二日附ステイツマン・エンド・ネーション誌

四五

も「本案は現在及び將來の富の再分配を目指すものであるから富裕階級一般の歓迎するところとなるまい」と云つた。

尙ステーツマン・エンド・ネーション誌は本案が小所得階級を利すること極めて大なる點を指摘して「本案は過去の如何なる労働黨政府の提案よりも又現在の労働黨の綱領よりも遙に労働階級の利益になるものであるから、本誌は労働黨が本案の大綱に裏書をする様勸説する」と云つたが、マンチエスター大學教授ヒックス氏の如きは猶不滿なる點なきにあらずとし、左の諸點を指摘した。

- (1) 大所得に對する所得稅率を引上げないのは首肯し難い。
- (2) 勤勞所得と不勞所得の間に區別を設けない點も面白くない。
- (3) 資本課稅は戦後迄行はぬ由であるが、現在の犠牲は、どうなるかわからぬ將來の犠牲より好ましくないから、之では不公平である。

(二月二十七日附マンチエスター・ガーディアン)

ケインズ氏が繰延拂案(強制貯蓄案)に關し今日迄に發表した論稿を掲げれば左の如し。

Paying for the War, Compulsory Savings; Times, Nov. 14, 15, 1939

A Reply and Some Questions; Times, Nov. 28, 1939

Compulsory Savings, Repayment after the War; Times, Dec. 1, 1939

The Income and Fiscal Potential of Great Britain; Economic Journal, Dec. 1939

How to Pay for the War; 1940

Paying for War, The Treasury's Task; Times, Mar. 15, 1940

Letters to The New Statesman and Nation, Mar. 23, Apr. 6, 1940

